

草津市でつくる市民参加条例の基本的な考え方の整理

第5次草津市総合計画	草津市自治体基本条例
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合計画の底流には、「ふるさと草津の心（シビック・プライド；その社会の一員としての自負）」を人心に導くまちづくりの考え方があります。 ● 市民自治の“新しい段階”への準備を図る必要を示し、自治に対する市民意識を高め、身近な地域づくりを地域が主体的に行う体制をつくっていくこととしています。 ● 「協働のまちづくりの基盤強化」として、以下の記載をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に、より多くの市民が参加・参画・協働し、ともにまちに関わる主体者となれるよう、その機会の多様化やわかりやすい仕組みの整備などに努めます。 ・ それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくりなど、参加・参画・協働、意思決定の具体的な仕組みを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援します。 <p>※ 参加・参画・協働：ある活動について、「参加」は「加わる」こと。「参画」は「主体的に加わる」こと。協働は「主体的に加わって、ともに何かをつくりあげること」をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市民参加」と「情報公開」を市政の基本原則として掲げていますが、「市民参加」に関する条文としては、以下の記載をしています。 <ul style="list-style-type: none"> （市政への市民参加） <p>第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。</p> <p>3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等（以下「政策過程」という。）にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>（審議会等の設置）</p> <p>第7条 市は、審議会その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</p> <p>2 審議会等においては、委員の意見が積極的に示され、議論によって意見が集約されるものとし、市にその過程と結果が伝わるよう、時間の確保と運営に努めなければならない。</p> <p>（市民参加の確立）</p> <p>第8条 前2条に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条、第11条第4項中市政情報の管理に関する部分、第28条および第29条の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>
<p>→ まちづくり全般への市民の参加・参画・協働について総合計画に示し、「市民をして、シビック・プライドを有する市民としていく仕組みを備えたまち」を目指すとしている。</p>	<p>→ 「市政への市民参加」に限定した条例を定めることについて上位条例に規定しており、これを受けた市民参加条例を制定する必要がある。</p>

■ 市民自治に係る本市条例の構成と役割

草津市自治体基本条例（施行）

市政運営の基本的な考え方や原則などを定めた最上位規範。

市民参加条例（検討中）

行政運営に市民意見を反映させる仕組みの規定。

協働のまちづくり条例（検討中）

協働のまちづくりを推進するための規定。

住民投票条例（検討中）

市政の重大な意思決定のために住民投票を行う手続きを規定。

■基本的な考え方に係る、第1～2回委員会での意見（論旨抜粋）

[参加の主体]

■キーワード：インクルーシブ（様々な人誰をも包摂する）、任務強制から主体的行動へ
→ ……多様な（参加の）機会があって、ひとりの市民がその人らしく、そうした機会を生かすことができるまち……

- 市民参加条例の中で「市民」をどう捉えるかは最も重要なものの一つ。住民以外にも学生、通勤者といった個人のほか、団体などをどう捉えるかなども考えていきたい。
- いろんな市民がいることを前提に考えるのは難しいが重要である。
- 自分のことは自分で決める覚悟がある。どういう参加の仕方をするか工夫しなければならないし、それには人とたくさん接触することが大事である。
- PTA では、外国人もおられるが、進んでは入ってこず、できればしたくないという人が多い。男性にも参加していただきたい。
- PTA は、ほとんどの方がくじなどで強制的にやっている。特に嫌なのが、会合などに動員されることで、中身もわからないまま人数を指定されて行っている。

■キーワード：“育ち”

→ ……ともにまちに関わる主体者としての心構えを持って行動する……

- 子どものころからの体験が大事であり、子どものうちからまちづくりを伝えるシステムも必要である。

[参加の対象]

キーワード：市政参加に留まらない、多様な場面

→ ……地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に……

- 参加の対象に、例えば幼稚園に対して市が行う取り組み（幼保一体など）などは入るのか。
- まちづくりというかたちのないものだけでなく、文化や伝統行事などへの参加も大事である。
- 今、外国人が十分参加できていないので、参政権の話がでてくると違和感がある。日常に外国人の参加があればそうは感じないだろう。参加の概念を広く考えてとらえると全国的にも例がない条例になると思う。
- 草津市が何か決めるときの市民参加を考えがちだが、日常の活動に参加すべきではという意見を多くいただいた。市内のいろいろな活動に参加をうながしていくような条例という面も考えていく必要があるかもしれない。

[市民と行政の意識、条例の目指すところ]

- 市民と行政などが議論しあえる対等な立場をどうつくるかが大事である。
- 負担と効果、何をどこまで実現するのか、行政と市民と実態をふまえてどこまで理想を目指すのか考える必要がある。

[その他]

キーワード：わかりやすく → 「ですます調」

- 条例を皆さんがわかりやすいものにする必要がある。

＜条例制定に向けた「思い」を説明する文案＞

（草津のまちに関わる主体者であることの宣言）

私たちは、草津市に暮らす上で、ともにまちに関わる主体者として心構えを持って行動しながら、地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に参加・参画・協働することを大切なことと考えます。

（自分に身近な「自治」への参加の宣言）

とりわけ、それぞれの地域におけるまちづくりでは、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくりなど、参加・参画・協働、意思決定の具体的な仕組みを地域自らが作りだし守っていくといった、市民自治の新しい段階を求めています。

（市民参加促進の行動フレームの提示）

そのため、私たちは草津市を、地域生活の日常から市政の意思決定などの場まで参加・参画・協働の多様な機会があって、ひとりの市民がその人らしく、そうした機会を生かすことができるまちとしていきます。

（市政への市民参加に限った条例を制定することの宣言）

私たちは、このように行動する市民の立場から、草津市自治体基本条例のもと、市政への市民参加に係る手続きについて明らかにするために、この条例を制定します。

市民参加条例に規定すべき「市民参加」、 そのあるべき姿と達成手段について

問題の発見・分析・政策課題の設定	求める状態像	考え方
	○ 地域での生活や様々な活動に関わる問題を発見し、共に考える機会がある。	・ 政策形成過程のスタートは問題の発見・分析だが、市民参加機会の対象となっていない。仕組みをつくるべき。
	[達成するための手段] ・ 自治会やPTAなど地域活動への参加 ・ タウンミーティングなど	
	求める状態像	考え方
○ 発見した問題を共有することを通じ、政策形成に資する課題を整理する機会がある。	・ 行政による課題の取捨選択が相当終わったあとで市民の意見を聞いている状況である。	
[達成するための手段] ・ 新たな手段の開発が必要		
施策体系の確認	求める状態像	考え方
	○ 課題を踏まえた政策形成に参加する機会がある。	・ 何を課題に設定し市政の優先順位を決めるかなど、政策形成に関わる初段階で市民意向が反映されるとよい。
[達成するための手段] ・ 審議会、委員会等への市民委員としての参画、パブリックコメント、公聴会、市民による政策提案制度など従来型の手法のほか、市長マニフェスト、議会・議員を通じる以外で、それらと整合し、行政が市民意向を把握する手法の開発が必要。		
事業課題の設定、実施	求める状態像	考え方
	○ 政策のもとで行われる事業の企画から実施、評価の各段階において多様な協働の仕組みがある。	・ 「事業課題の設定」「事業案の作成」「事業決定」の段階での市民参加は、従来、主流。
[達成するための手段] ・ アンケート、ワークショップ、市民討議会、タウンミーティング、委員公募、施設づくりや維持管理における市民参加など様々あるが、さらにインクルーシブ（多様な市民を包摂できる）な手段を備えることが必要（障害のある人への対応強化、多文化共生の視点など）。		
事業評価	求める状態像	考え方
	○ 後の政策形成に役立てられるよう、政策の進捗と達成を評価できる機会がある。	・ 進捗管理、達成評価の段階での市民参加が必要。
[達成するための手段] ・ 事業仕分け、まちづくり報告会（政策評価、施策評価、事業評価、市民満足度、団体活動報告の共有）など。		

※ 真山委員より話題提供頂いた内容を基本に整理しています。